

8. 「教科又は教職に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

教員免許法施行規則には「教科又は教職に関する科目」の区分があります。

この区分の最低修得単位数は、本学では小学校 6 単位、中学校 8 単位（保健体育は 4 単位）、高等学校 16 単位（保健体育は 6 単位）、幼稚園 6 単位必要です。本学では、この区分の科目として「児童英語基礎指導論」「外国語活動指導法」「ボランティアと社会参加」を開講しています。「ボランティアと社会参加」は、小・中学校教員免許状を取得する場合**必修科目**、高等学校教員免許状のみを取得する場合**選択科目**として位置付けられています。

それ以外は、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の分野で最低修得単位数を超えて修得した単位数を「教科又は教職に関する科目」に算入して充当します。

法律に定める科目区分等	本学における最低必要単位数	左記に対応する本学の開設授業科目			履修方法等
科目	単位数	授業科目	開講学年	単位数	
教科又は教職に関する科目	小学校 6*	児童英語基礎指導論	1	2	初等教育学科のみ履修可 (専門教育科目の必修科目)
		外国語活動指導法	2	2	
	中学校 8 *保健体育は 4	ボランティアと社会参加	1	2	半期 小・中学校のみ必修 ※小・中学校教員免許状取得希望者は、 介護等体験を行う <u>前年に修得</u> すること。
	高等学校 16 *保健体育は 6				
	幼稚園 6*				

*小学校・幼稚園については、「教職に関する科目」の余剰分（4 単位）を差し引いた単位数。

*基礎免許で保健体育を取得する場合は、「教職に関する科目」の余剰分（中学 4 単位・高校 10 単位）を差し引いた単位数となる。ただし、異なる学校種の副免許で取得する場合は、必要単位数が異なるので P119 参照のこと。

「ボランティアと社会参加」を前年度までに修得していないと、翌年の介護等体験に参加することはできません。介護等体験の詳細については、次ページを参照してください。

≪「教科又は教職に関する科目」の充当方法≫

- ① 「児童英語基礎指導論」「外国語活動指導法」（各 2 単位）
- ② 「ボランティアと社会参加」（2 単位）
- ③ 「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ④ 高等学校教員免許状のみを取得するものが修得した「道徳教育の理論と方法」を取得した場合
- ⑤ 「教科に関する科目」（免許教科ごとに定められたもの）で、中学校・高等学校は 20 単位、小学校は 8 単位、幼稚園は 6 単位を超えて修得した単位数

①+②+③+⑤	=	小学校	6 単位	以上
②+③+⑤	=	中学校	8 単位	以上 *保健体育は 4 単位以上
②+③+④+⑤	=	高等学校	16 単位	以上 *保健体育は 6 単位以上
②+③+⑤	=	幼稚園	6 単位	以上

注) 必ずしも①～⑤すべての分野から充当する必要はありません。